

欠陥と因果関係の立証(1)

—立証負担の軽減—



朝見 行弘 Asami Yukihiko 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

立証責任と証明度

製造物責任訴訟において被告となる事業者の製造物責任が認められるためには、原告となる消費者において、製造物責任法に定められた要件である事実を主張立証し、裁判所にそれらの事実が存在することの心証(確信)を形成させなければなりません。これに対し、被告である事業者も、同様に、製造物責任法に定められた要件としての事実を主張立証し、裁判所の心証を形成することによって、賠償責任を負わないとする裁判所の判断を求めることになります。そして、製造物責任法の定める各要件について、原告または被告のいずれが立証しなければならないのかは、自己に有利な法律効果の発生要件となる事実について立証すべきものとする法律要件分類説が基本的な考え方とされています。自己に有利な法律効果の発生要件となる事実であるか否かは、法律における条文の構造によって定まるものとされており、これら各事実について立証すべき当事者が、その立証をすることができず、裁判所の心証を確立できなかった場合には、その事実が認められないことの不利性を甘受しなければならないという「立証責任」を負うことになります。

事実の立証については、自由心証主義という考え方が採られており、どのような証拠を取り調べ

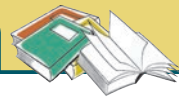
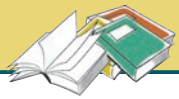
るのか、取り調べた証拠の証明力については、裁判所の自由な心証に委ねられています(民事訴訟法247条)。そして、立証の対象となる事実の存在を認めるために必要とされる証明度(心証の程度)は、立証の対象となる事実の存在について「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるもの」(ルンバール事件)*1であることを要するものと解されています。「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるもの」とは、その事実の存在について「高度な蓋然性」が認められることを意味し、数値で示すことは必ずしも適切ではないものの、一般には、およそ70~80%の確信をいうものとされています*2。アメリカの民事訴訟における立証が、「証拠の優越(preponderance of evidence)」を原則とし、事実の存否について50%を超える心証の形成をもって足りると解されていることと比較すれば、わが国においては、極めて高度な立証が要求されているものということができます*3。

製造物責任法3条によれば、その賠償責任の請求原因事実は、①被告が「製造業者等」(2条3項)に該当すること ②被告が「製造物」(同条1項)を引き渡したこと ③引渡し時点において「製造物」に「欠陥」(同条2項)が存在したこと ④原告が一定の権利あるいは保護法益を有していること ⑤損害の発生およびその金額(金額) ⑥前記③と⑤との間に因果関係が存在することであ

*1 最高裁昭和50年10月24日判決「最高裁判所民事判例集」29巻9号1417ページ。ルンバール事件は、医師が化膿性髄膜炎の治療として行ったルンバール(腰椎穿刺[ようついせんし])による髄液採取とペニシリンの髄腔内注入)の施術による後遺症をめぐる医療過誤訴訟であり、被告が本件障がい(化膿性髄膜炎の再燃によるものであると主張したのに対し、本判決は、訴訟上の因果関係の立証について、「一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の実事が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明すること」であると判示している。なお、証明度について、村上博巳「民事裁判における証明責任」1ページ以下(判例タイムズ社、1980年)参照

*2 伊藤滋夫「事実認定の基礎—裁判官による事実判断の構造(改訂版)」172ページ(有斐閣、2020年)

*3 アメリカにおいても、刑事訴訟においては、「合理的な疑いを越えた(beyond a reasonable doubt)」立証がなされない限り、被告人を有罪とすることはできないものとされている



り、原告は、これらの事実について、主張立証責任を負うことになります。

製造物責任法が施行されるまでの主要な賠償責任の請求根拠であった民法709条は、製造業者等の「過失」を責任要件としています。製造物責任法は、その責任要件を「過失」から「欠陥」へと転換しましたが、その立証責任が原告にあることに変わりはなく、製造物について十分な知識や情報を持たない消費者にとって、製造物責任の「欠陥」を立証することは依然として困難であり、因果関係とともに立証負担の軽減が求められています。

立証負担の軽減

立証の問題は、すべての民事訴訟にかかわるものであることから、製造物責任についてのみ証明度を引き下げることが妥当性を欠くものであり、自由心証主義に基づく裁判所の自由な心証形成に干渉するものとして許されないものとされています*4。

製造物責任法の立法化に当たって主張された多くの立法提案は、いずれも欠陥および因果関係の推定規定を設けています*5。これは立法上規定された前提となる事実が立証された場合において欠陥あるいは因果関係の存在が立証されたものとする法律上の推定であり、これによって立証責任が被告に転換し、製造業者等において欠陥あるいは因果関係の不存在を立証しない限り、その存在が認められることとなります。しかし、製造物責任法は、①法律上、一律に一定の事実に基づく推定を認めることは、被害者の立証負担の軽減という目的を超えるおそれがある ②個々の事案ごとの事情を問わず、一般的にそれらの事実の存在を推定することを根拠

づけるだけの経験則が存在しない ③このような推定規定を設けることは、不法行為一般における損害賠償の体系を崩すおそれがある ④被害者の立証負担の軽減については、個々の事案に即して、適切な事実認定や事実上の推定を活用することが実務上妥当であるなどを理由として、法律上の推定規定を設けていません*6。

製造物責任法が欠陥や因果関係に関する法律上の推定規定を設けなかったことから、原告の立証負担を軽減する考え方として、「事実上の推定」の活用が主張されるようになりました。事実上の推定とは、ある事実を直接に証明することが困難である場合において、その事実を推認させるような経験則上の事実(間接事実)を立証することにより、立証しようとする事実(主要事実)が立証されたものと推定しようとするものです。しかし、事実上の推定は、裁判所の自由心証の範囲内において立証負担の軽減を図るものであり、法律上の推定と異なって、立証責任の転換をもたらすものではありません。

法律上の推定を覆すためには、製造業者等が欠陥や因果関係の不存在を立証する必要がありますが、事実上の推定の場合には、製造業者等において、原告の立証する間接事実を真偽不明の状態に陥れること(直接反証)、あるいは他の間接事実を立証することによって主要事実そのものを真偽不明の状態に陥れること(間接反証)をもって推定が覆されることとなります。

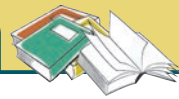
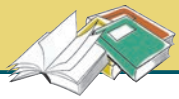
欠陥原因の特定

製造物責任法において、欠陥とは「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」(2条2項)をいうものと定義されており、これは事実概念ではなく、裁判所による価値評価を必要と

*4 楠本安雄「事実的因果関係とその立証」木村保男編『現代実務法の課題』253-254ページ(有信堂、1974年)。なお、公害訴訟における因果関係について蓋然性(相当程度の可能性)の立証をもって足りるとする考え方(蓋然性説)につき、徳本鎮「企業の不法行為責任の研究」130-132ページ(一粒社、1974年)、前橋地裁昭和46年3月23日判決『判例時報』628号25ページ参照

*5 1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第5、第6(1990年私法学会報告者グループ編『製造物責任の現状と課題』別冊NBL24号)132ページ(商事法務研究会、1992年)、日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」5条(1990年私法学会報告者グループ編・前掲書)163ページなど参照

*6 第129回国会衆議院商工委員会議録5号34-35ページ(1994年)(升田純説明員)、第129回国会衆議院商工委員会消費者問題等に関する特別委員会連合審査会議録1号6ページ(1994年)(升田純説明員)、第129回国会参議院商工委員会議録7号24ページ(1994年)(升田純説明員)など



する規範的概念(評価概念)であるということができません*7。

規範的概念については、その規範的評価それ自体ではなく、これを根拠づける具体的事実(評価根拠事実)が立証の対象となる主要事実であるとする考え方(主要事実説)が一般的であるということができません*8。しかし、実務においては、抽象的概念である規範的要件それ自体が主要事実であり、その基礎となる具体的事実を重要な間接事実としてとらえる考え方(間接事実説)も少なくないとされています*9。

欠陥の立証をめぐることは、その欠陥原因をどこまで具体的に特定しなければならないのかが問題となりますが、専門的な知識や情報を持たない原告にとって、具体的な欠陥原因を特定することには大きな困難が伴うものといわざるを得ません。そして、これは、規範的要件を基礎づける具体的な評価根拠事実を主要事実と解するか(主要事実説)、あるいは規範的要件それ自体を主要事実と解するか(間接事実説)によって異なるものではありません。

事実上の推定は、通常の用法に従って製造物を使用していたにもかかわらず、身体や財産に被害を及ぼす異常が発生したことを立証することにより、製造物に損害を引き起こす何らかの

性状(欠陥原因)が存在したことを推認するものです。したがって、事実上の推定を用いることにより、主要事実説においては、主要事実である評価根拠事実としての欠陥原因が推認され、間接事実説においては、主要事実である欠陥を推認する間接事実としての欠陥原因が推認されることとなります。

因果関係の推定

欠陥と損害発生との間の因果関係(事実的因果関係)についても、その立証責任は原告にあり、証明度として高度な蓋然性が必要となることは欠陥の立証と同様です。欠陥の立証は、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをもってその対象としていますが、その安全性の欠如は発生した損害を引き起こす製造物の性状でなければならず、製造物の性状と損害発生との間に因果関係が存在することの立証と切り離すことができません。製造物の性状によって発生した損害と同一の損害が発生するという意味においての一般的因果関係の存在は、欠陥の立証の先決事項であり、それを前提として、当該事故の原因としての欠陥と損害との具体的因果関係の立証が問題とされることとなります。

欠陥について事実上の推定がなされる場合に

コラム 主要事実・間接事実と弁論主義

主要事実とは、訴訟上の請求(訴訟物)である権利関係の発生・変更・消滅という法律効果の発生に直接必要な事実(要件事実)を意味し、間接事実とは、主要事実の存否を経験則上推認させる事実をいう。主要事実には弁論主義が適用され、間接事実にはその適用がないとされている点において大きく異なる。弁論主義とは、裁判の基礎となる事実および証拠については当事者の権能および責任とする民事訴訟の基本原則であり、その具体的内容は、次の3つとされている。

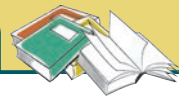
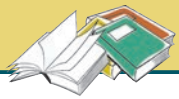
(弁論主義)

- (1)第1テーゼ：裁判所は、当事者が口頭弁論において主張しない事実を判決の根拠とすることはできない(主張責任)
- (2)第2テーゼ：裁判所は、当事者に争いの無い事実については、当然に判決の基礎としなければならない(自白の拘束力)
- (3)第3テーゼ：裁判所による事実認定の基礎となる証拠は、当事者が申し出たものに限られる(職権証拠調べの禁止)

*7 橋本英史「製造物責任法における欠陥の要件事実とその立証(上)」『判例時報』1553号8ページ(1996年)、賀集唱「裁判実務の観点からみた製造物責任法」[NBL]561号8ページ(商事法務研究会、1995年)、伊藤滋夫「裁判規範としての民法に関する一考察—製造物責任法を題材として」小野幸二教授還暦記念論集『21世紀の民法』13ページ(法学書院、1996年)など。なお、欠陥を規範的概念ではなく事実概念としてとらえるものとして、升田純「詳解 製造物責任法」438ページ以下参照(商事法務研究会、1997年)

*8 司法研修所編「新問題研究 要件事実 付—民法(債権関係)改正に伴う追補—」141ページ(法曹会、2020年)

*9 司法研修所編「民事判決起案の手引」(法曹会)は、その7訂版43ページ(1988年)において、抽象的概念(規範的概念)については、その基礎となる具体的事実が主要事実であるのか間接事実であるのかは見解の分かれるところであるとしたうえで、間接事実説に立つ場合でもその具体的事実を摘示すべきであろうと述べていたが、8訂版46ページ(1999年)、9訂版45ページ(2001年)、10訂版45ページ(2006年)、10訂版[補訂版]45ページ(2020年)では、「実務においては、間接事実説に立ったうえで、右(上記)具体的事実を重要な間接事実として摘示する例も少なくない」との記述が追加されている



においては、その推認される欠陥原因が因果関係の起点となりますが、専門的な知識や情報を持たない原告にとっては、この立証も困難であるといわざるを得ません。そこで、ここにおいても、事実上の推定の応用が考えられています。すなわち、推認される欠陥原因によって通常生じ得る損害と同一の損害が発生したことの立証をもって、欠陥と損害発生との間の因果関係の存在が推認されることとなります。何をもって推認される欠陥原因によって通常生じ得る損害ととらえるのかについては、経験則上、推認される欠陥原因による損害の発生が矛盾なく説明できることで足りるものと考えられます。

欠陥の存在時期

製造物責任に関するEU指令^{*10}は、「事情を考慮した結果、製造物が製造業者によって流過程に置かれた時点において、損害を惹起した欠陥が存在せず、またはその後欠陥の生じた蓋然性が高いこと」（同指令7条b号）をもって、被告の抗弁として規定しています。したがって、原告は損害が発生した時点において欠陥が存在したことを立証すれば足り、製造物が流過程に置かれた時点において欠陥が存在しなかったことについて被告が立証責任を負っています。

わが国の製造物責任法は、EU指令と異なっており、このような被告の抗弁を規定しておらず、原告において、製造物の引渡し時において欠陥が存在したことを立証しなければなりません。製造物責任法をめぐる立法提案は、いずれも欠陥の存在時期に関する何らかの推定規定を定めていましたが^{*11}、立法化に当たっては、第14次国民生活審議会の答申は「原告が流通開始時の欠陥の存在を証明することを原則としつつ、

裁判上事案に応じて事実上の推定の柔軟な活用によって部分的に被告に証明負担を負わせるようにする方法が具体的妥当性を有する」^{*12}として、法律上の推定を設けることに否定的な見解を示していました。

製造物は、製造業者等によって引き渡された後において改造や修理が加えられ、あるいは経年劣化を生じる可能性を有しており、それらによって損害が発生した可能性を否定することはできません。したがって、損害発生時において欠陥が存在したとしても、その欠陥が製造物の引渡し時に存在していたという経験則が当然に成立するものではありません。

損害発生時における欠陥の存在を立証することにより、製造物の引渡し時における欠陥の存在を事実上推認するためには、その前提事実として、製造物につき改造や修理などが介在していないこと、製造物の劣化が考えられないような合理的な利用期間内に損害が発生したことなど他原因の介在を否定するのに足りる事実の立証が必要となるものと考えられます。

証拠開示義務

製造物責任訴訟において原告の立証負担が過大となっているのは、製造業者等と比べて原告が専門的な知識や情報を有していないことに加え、事故についての証拠などが製造業者等に偏在していることも大きな要因であるということが出来ます。この点において、経験則に依拠した事実推定則の活用に加え、製造業者等による証拠開示あるいは文書提出などの適切な運用が求められます。

今回は、欠陥や因果関係などの立証をめぐる裁判例の対応について検討することにします。

^{*10} 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products[85/374/EEC])」

^{*11} 日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」5条2項(1990年私法学会報告者グループ編・前掲^{*5})163ページ、製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」5条2項(1990年私法学会報告者グループ編・前掲^{*5})153ページなど。なお、1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第8第2号(1990年私法学会報告者グループ編・前掲^{*5})133ページは、EU指令と同様、製造物が流通に置かれた時点で欠陥が存在しなかったことを被告の抗弁として規定している

^{*12} 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(II)」(大蔵省印刷局、1994年)17-18ページ